

作業に従事していた。作業は一人でマスクや軍手なしで行い、2か月に1回約3時間、1枚のアスベスト板を約8枚に切断、1箱(50枚入り)から約400枚制作する。この作業でアスベストを吸引し、2004年4月に悪性胸膜中皮腫と診断された。

磐田労基署は、アスベスト切断作業等がGさんの主たる業務ではなく、曝露期間が1年に満たないから不支給にしたと言う。これは明らかにおかしい。2か月に1回約3時間程度であれ、アスベスト作業に従事した事実があり、しかもマスクも着けずにアスベストを切断する作業は高濃度曝露と考えて間違いない。認定基準(2月9日改正)では、中皮腫は「石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること」を要件としているが、これに該当しない中皮腫の事案については、「本省に協議すること」となっている。

相談を受けた神奈川労災職業病センターが同労基署に電話で問い合わせると、自ら下した不支給決定に自信が持てないのか、労災課長は「たしかに曝露した事実は認めざるを得ない」と回答。「それでは、不支給決定は取り消してもらえますね」と詰めると、「それは静岡労働局の指示だから、できない」と言う。

静岡労働局に問い合わせると、「曝露期間が1年に満たないから」と、労基署と同様の対応。「では認定基準どおり、本省と協議したうえで不支給決定です」と問うと、電話で聞いただけだという。あきれてしまった。

このように認定基準をずさんに運用しているのであれば、不支給決定を取り消せるかもしれないと、直接本省に対して、Gさんの不支給決定の撤回を要求した。ちょうど患者と家族の会等による3回目の府省交渉が4月13日に予定されており、の要望書にGさんの事例を載せて要請した。交渉には、Gさんのご子息にも参加してもらった。また、静岡労働保険審査官にも不服審査請求を

しておいた。

結果は意外に早い決着をみた。厚生労働省に要望書が届いた直後、Gさんの息子さんに磐田労基署から、「不支給決定を取り消す」と連絡が入ったのである。本省で検討したかどうかは定かではない。取り消さざるを得ないような決定であることが判明し、本省が県労働局を通じて磐田労基署に指示したとみて、間違いないだろう。



石綿肺がんの労災認定 神奈川●曝露歴重視の認定が必要

Kさんは、1958～1979年の21年間、日立造船神奈川工場で電気溶接や塗装作業に従事。その後は自営で塗装工として働き、肺がんを発症。2003年12月8日に死亡した。

昨年、全造船機械労働組合本部で行った造船アスベストホットラインで、Kさんの娘さんが、「もしかして」と思い、相談を寄せられた。全造船日本鋼管分会と神奈川労災職業病センターが対応し、2005年10月7日に川崎南労働基準監督署に遺族補償の労災申請を行った。

アスベストによる肺がんの労災認定基準は、石綿肺があるか、10年以上のアスベスト曝露を前提に胸膜肥厚斑があること。あるいは一定量以上の石綿小体・石綿繊維があることなどである。

Kさんの場合、原発性肺がんではあったが、胸の画像では石綿肺や胸膜肥厚斑は明らかとは言えなかったため、労基署は本省にりん伺することになった。

こちら側は、Kさんが石綿粉じんの舞う職場で働いていたことは明らかであり、他にも中皮腫で労災認定された元従業員がいることを強調し、2006年4月14日に労基署に申し入れを行った。

同日、署から連絡があり、本省が「胸膜肥厚斑の可能性あり」という判断をしたので、業務上と考えていると回答してきた。そして、5月24日付けで業務上認定した。

造船は典型的な石綿粉じん曝露職場。しかも、現実に労災認定事例も多数出ているのであるから、胸膜肥厚斑等が明確でなくとも、迅速に認定すべきである。